

2015年5月8日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

チリ向け B/L 記載事項のご案内(その2)

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11/14付でご案内申し上げましたチリ向け税関の新規制につきまして、一部変更となりましたのでご連絡いたします。(変更点:赤字部分)

適用開始日 : 即日

対象貨物 : チリ向け貨物(T/S貨物を含む)

B/L記載項目 : ①Shipper

-正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mailアドレス

②Consignee/Notify Party

-正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mailアドレス

-RUT(TAX ID) * Consignee/Notify Partyがチリ国外の場合は不要

~~=ConsigneeがForwarderの場合、正式名称、住所、電話番号 もしくは E-mail
アドレスの後に"Forwarder"の文言の記載~~

※ConsigneeがForwarderの場合も"Forwarder"の文言記載は不要。

③Description

-具体的な品名

-Payment Termの表記

-2013年1月25日付ご案内の通り、危険品の場合は下記の記載が必須

IMO Class/UN Number/Emergency Contact(Person and Telephone Number)

- * 上記記載必須項目が記載漏れの場合、Consignee 様へのペナルティ請求や、荷揚げができなくなる可能性がございますので、上記記載必須項目を漏れなく記載いただけますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

横浜ブッキングセンター 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 050-3786-7136)

Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.

www.moljapan.co.jp